

復版「玳瑁龜図説」天・地

編者 金子直吉
校者 石川惣美

復版「玳瑁龜図説」天・地

編者 金子直吉
校者 石川惣美

Himeji City Aquarium

Tegarayama, Himeji City
670, Japan

June 9th 1983

Dear *MR. George Balazs*

I have obtained this book from General Merchandise Exporters' Association in Japan.

This book is illustrated book on hawksbill turtle (Japanese name is " Taimai-ki Zusetsu ", Taimai-ki means hawksbill turtle Zusetsu means illustrated book) was compiled in 1841, Edo period by Mr. Naokichi Kaneko.

The book is old famous and important one for understand Japanese traditional Bekko work in Japan. This is the first time to translate to living language as literal translation.

The most of instruments and methods applied on Bekko works are not so different in the present.
This may interest to you.

Sincerely

J. Uchida

Dr. Itaru Uchida

Himeji City Aquarium
Nobusue, Tegarayama.
Himeji City 670.
Japan

*P/s. I will sent a book
by other envelope.*

The Picture Book of Hawksbill Turtle

姫路市立水族館
Tel 0792-89-0321



復版「玳瑁龜凶説」天・地

編者 金子直吉
校者 石川泓美



玳瑁龜圖説 原本 (天・地)
(国立国会図書館蔵)

序にかえて

昨年七月の終り鼈甲組合佐久間氏より珍らしいものが見つかったので読んでもらいたいとの御依頼を受けたのが、私と玳瑁との出会いであります。爾来一年余り、なんとか訓読することができました。珍らしいものというのは『玳瑁亀図説』天・地二巻でありまして、これは川尻清潭所蔵のもので、現在は国立国会図書館所蔵のものであります。その後、『国書総目録』によりますと、他に同じものが東京国立博物館と東京芸術大学にも保管されていることがわかりました。この本は天保十二年金子直吉の諸書より鈔録して編し蔵しておいたものを、文久二年に川尻清潭の需めに応じ、上巻は三谷重緒、下巻は大堀廣方がこれを写したもののようであります。清潭の父寶岑は、日本橋鼈甲問屋角屋の主人で、劇通家として知られ、その子清潭も父の志を受け劇評家として知られた人であり、恐らくは当時、相当の額を投じ画家であったかと思われる三谷・大堀の兩人に写させたものと思われます。玳瑁に関しての文献は三才図會をもとにその他の資料により、鼈甲の部分については図を入れ説明を加え記録にとどめて、これを後世に伝えようということで、この二冊にまとめあげたものと思われます。この珍らしい文献が見つかったことは、今日の鼈甲業界にとって誠に慶ばしいことで、また現在行なっている方法、技術、道具等は、当時のままのものを用いているということからして、これを業界の諸氏にも知ってもらいたいし、更には後世に伝えるものとしてはこれに勝るものはないとして、今回の上梓を見る運びとなったものであります。訓みちがい、不詳のところは後の学究に委ねるとして、国会図書館中川秀彌氏や、石川梅次郎・近藤啓吾・橋本弘正の諸氏の手を煩わし、また印刷については藤井頼次氏の協力を得られましたことは誠にありがたいことで、ここに深謝致します。

この本が汎く鼈甲業界の方々、また鼈甲に興味を持たれておられる方々の机上に置かれ読まれることは、

よろこばしいことと思います。

今回、本書を刊行するに当り、国会図書館本を底本として使用させていただいたのみでなく、その全巻を
図版として掲載させていただいた。このことを深く感謝いたします。

昭和五十七年四月吉日

石川 泓 美

発刊に寄せて

この度、東京べつ甲組合連合会が、国立国会図書館に蔵書されております「玳瑁亀図説天・地」を読みよ
くして、発刊されますことは、誠に意義深く、関係各位には深く敬意を表するものでございます。

とくに、こうした貴重な文献が、東京べつ甲組合連合会々長大沢悟朗氏をはじめ、関連団体の役員諸氏の
熱意と努力によって発刊に至りました事は、斯界はもとより、多くの識者にとりましても喜びを深くしてい
るものと存じます。

ご承知のように「玳瑁亀図説」は、天保十二年（西暦一八四一年）金子直吉先生によって著わされたもの
ですが、この中にはタイマイの歴史とともに江戸時代のべつ甲職人と風物史を識る上でも、またべつ甲製造
の技術・技法が、すでに江戸時代中期初頭に、職人芸として確立されておりますことを識る上でも、又とな
い貴重な文献でございます。

しかも、当時の技術・技法が今日の製造技法等といささかも異るところか、むしろ優れているのではないかとさえ思えるほどであることは、誠に驚くべきことだと思います。

東京のべつ甲業界の皆さんが、本年二月「東京都伝統工芸品」の指定を受け、振興事業の推進に、多面的な活動を続けられるなかで、歴史的観点にも目を当てられ、歴史的認識をさらに深められようとされておりますことに、べつ甲業界の慥かな成長を見る思いがいたします。

これを機会に、技術・技法の保存継承と後継者の養成に更に努力され、業界の一層の発展をみますことを願ってやみません。

終りにあたり、編纂の労にあられた関係役員の方々に對し深く敬意を表し、私の発刊のことばにかえま

す。

昭和五十七年五月

東京都労働経済局長 横田松寿

発刊によせて

本書は、石川泓美先生の尽力により、『玳瑁亀図説』を読みよくされ、鼈甲の素材、輸入経過、価格、流通、加工法、細工道具など、当時の状況を我々にもたいへん読みやすく、鼈甲業界の方々のみならず、多くの人が興味を抱いて読まれる事と思います。

内容的には、鼈甲の歴史や素材に関する事、又前世代の技術加工法を後世に伝えんとする著者金子直吉に感服するものであります。『熱箸を水桶に浸し、加減能くさまし、是に挟む。箸の先へ一粒の水を施して之れを見るに、シウ引と云う位をよしとす。挟み置く事、たばこ一服の間位、云々』と言う様な技術者ならではの興味深い表現で書かれております。

本書により、業界の方々も一層奮起され、伝統を大切にすると同時に、これからの鼈甲製品を、技術的にもデザインのにも、高度なものへと高めるよう努力される事を期待するものであります。

昭和五十七年五月

武蔵野美術大学教授 飯田三美

武蔵野美術大学教授 水谷元彦

発刊のことば

タイマイは、正倉院宝物にありますように、遠く太古の時代から、杖・剣・琵琶等に使われ、珊瑚・真珠とともに、宮家・寺院の一部特権階級の間で珍重され、愛用されてきたものであります。

今日では、装身具・メガネ・置物等あらゆる分野でタイマイが使われ、人々に親しまれておりますが、天

然資源の減少や後継者難、さらには需要の減退等もあり、べつ甲業界は大変困難な時期をむかえております。こうしたなかで、本年二月、東京のべつ甲産業が、「江戸べつ甲」として、東京都伝統工芸品に指定された事は、東京のべつ甲産業の伝統性と製造技術の優秀性が、はからずも立証された訳で、大変意を強くしているところであります。

こうした折に、「玳瑁亀図説天・地」が石川泓美先生をはじめ、諸先生方のご努力で読みよくして、発行することが出来ましたことは何にもまして喜びを深くしているところであります。

この「玳瑁亀図説天・地」が、べつ甲産業に携わる諸兄にとって座右の書となり、べつ甲の歴史的認識をさらに深められ、伝統的な技術・技法を後世に伝える一助となりますならば、望外の喜びとするところであります。

なお、本書の発刊にあたり、ご多忙の中、関係者との連絡・調整・編纂にご努力をいただきました編纂委員の宮本正義、塩谷寛一、佐久間一氏に対し、心から感謝申し上げます、発刊のことばにかえるものであります。

昭和五十七年五月

東京べつ甲組合連合会長 大沢 悟 朗

目次

序にかえて	石川泓美	1
発刊に寄せて	横田松寿	2
発刊によせて	飯田三美	3
	水谷元彦	3
発刊のことば	大沢悟朗	4
目次		6
玳瑁亀図説・天 目次		1
本草綱目 瑤瑁の記		3
三才図会 玳瑁の記		6
玳瑁産国の記		7
長崎奉行並びに会所の記		8
舶来の記		9
玳瑁甲爪来着手続の記		13
甲箱の図		15
荷作の記		16
手板の記		16
玳瑁亀説		18
全図		20

脊甲生写の図	24
肉附柰目の図	36
肉合目方の記	38
斑立の記	38
定価の記	39
位の記	39
伐落の記	40
笹亀の記	41
甲爪の図	42
玳瑁爪来着の記	46
荷作の記	46
箱の図	47
爪の図	48
数量価の記	55
価を定む記	55
爪裏の記	56
玳瑁抜甲の記	56
医師甲爪の記	57
琉球産物の記	58
甲爪素性並びに疾の記	58
玳瑁細工生地次第の記	63

細工の記	64
生地減目見積の記	68
道具の記	70
瑠璃貨図説・地 目次	81
瑠璃釵莊飾の記	82
櫛図式	85
簪図式	87
簪図式	88
差込図式	91
貨位の記	92
鑑定の記	92
瑠璃櫛簪図	93
享保元文の頃流布図	94
寛延寶曆の頃流布図	96
明和安永の頃流布図	102
寛政享和の頃流布図	116
文化文政の頃流布図	124
文化八年已後の流布図	134
天保年流布図	150
弘化年流布図	174

玳瑁龜圖説 天

目録

本草綱目龜類之記	一葉
三才圖會玳瑁之記	九葉
瑤瑁産國之記	同
長崎奉行並びに會所の記	十葉
船來之記	同
玳瑁甲爪來着手續之記	十三葉
同甲箱之圖	十四葉
同荷作之記	十五葉
多板之記	同
瑤瑁龜説	十六葉
同全圖	十七葉
同脊甲生寫之圖	十九葉
同肉附查目之圖	廿五葉
同肉合目方之記	廿六葉
同斑立之記	同
同定價之記	廿七葉
同位之記	廿八葉
同伐落之記	同
笹龜之記	三十一葉
同甲爪之圖	三十二葉

玳瑁龜圖説 天

目録

本草綱目龜類の記	一葉
三才圖會玳瑁の記	九葉
瑤瑁産國の記	同
長崎奉行并びに會所の記	十葉
船來の記	同
玳瑁甲爪來着手續の記	十三葉
同甲箱の圖	十四葉
同荷作の記	十五葉
手板の記	同
瑤瑁龜説	十六葉
同全圖	十七葉
同脊甲生寫の圖	十九葉
同肉附查目の圖	廿五葉
同肉合目方の記	廿六葉
同斑立の記	同
同定價の記	廿七葉
同位の記	廿八葉
同伐落の記	同
笹龜の記	三十一葉
甲爪の圖	三十二葉

川尻清潭

玳瑁爪来着之記	三十三葉
同荷作之記	三十四葉
同第之記	同
同瓜之圖	三十五葉
同数量價之記	三十九葉
同價を定む記	四十葉
爪裏之記	同
玳瑁抜甲之記	四十二葉
醫師甲爪之記	四十四葉
琉球産物の記	同
甲爪素性並びに疾之記	五十葉
甲爪分口の記	五十三葉
玳瑁細工生地次第の記	同
同細工の記	五十四葉
同生地減目見積の記	五十六葉
同道具之記 繪圖也	五十八葉

玳瑁爪来着の記	三十三葉
同荷作の記	三十四葉
同箱の圖	同
同瓜の圖	三十五葉
同数量價の記	三十九葉
同價を定む記	四十葉
爪裏の記	同
玳瑁抜甲の記	四十二葉
醫師甲爪の記	四十四葉
琉球産物の記	同
甲爪素性並びに疾の記	五十葉
甲爪分口の記	五十三葉
玳瑁細工生地次第の記	同
同細工の記	五十四葉
同生地減目見積の記	五十六葉
同道具の記 繪圖也	五十八葉

瑋瑁 宋開

釋名 瑋瑁音代昧又音毒目時珍曰其功解毒毒物之

集解 藏器曰生嶺南海畔山水間大如扇似龜甲中有文

士良曰其身似龜首嘴如鸚鵡頰曰今廣南皆有龜類也大

者如盤其腹背甲皆有紅點斑文入藥須用生者乃靈允遇

飲食有毒則必自搖動死者則不能動矣今人多用雜龜筒

作器皿皆殺取之又經煮拍故生者殊難得時珍曰按范成

大虞衡志云瑋瑁生海洋深處狀如龜而殼稍長背有甲

十二片黑白斑文相錯而成其蒂邊缺如鋸齒無足而有四

鬣前長後短皆有鱗斑文如甲海人養以鹽水飼以小魚又

顧珍海槎錄云大者難得小者時時有之但老者甲厚而色

明小者甲薄而色暗世言鞭血成斑謬矣取時必無應其身

用滾醋滾之則甲逐片應手落下南方異物志云大者如蓮

條背上有鱗大如扇取下乃見其文養柔作器治以鮫魚皮

瑋以枯木葉即光輝矣陸伯云瑋瑁不再交望卵影抱謂之

護卵

附錄 撒八兒時珍曰按劉郁西域記云出西海中乃瑋瑁

遺精蛟魚吞食吐出年深結成者其價如金偽作者乃犀牛

『本草綱目』介部第四十五卷
瑋瑁 宋開 タイマイ
〔釋名〕瑋瑁音代昧又音毒目〔時珍曰〕其功解毒毒物之媚
嫉する所の者なり故に名づく。
○〔集解〕〔藏器に曰く〕嶺南海畔の山水の間に生ず。大いなること扇
の如く亀甲に似て中に文有り。〔士良曰く〕其の身亀に似て、首嘴鸚
鵡の如し。〔頌曰く〕今廣南皆亀の類有り、大なる者盤の如し。其の
腹背甲、皆紅點斑文有り。薬に入るるに須らく生なる者を用ふべし。
乃ち靈なり。凡そ飲食の毒有るに遇はば、則ち必ず自ら揺動す。死者
は則ち神なること能はず。今人多く雜龜筒を用ひて、器皿と作す。皆
殺して之れを取る。又煮拍を経。故に生なる者殊に得難し。〔時珍曰
く〕按ずるに范成大の〔虞衡志に云ふ〕、瑋瑁は海洋深き處に生ず。
狀亀龜の如くにして殼稍長し。背に甲十二片有り、黑白斑文相錯はり
て成り、其の蒂邊缺けて鋸齒の如し。足無くして四の鬣有り。前へ長
く後へ短く皆鱗斑文有り、甲の如し。海人養ふに塩水を以てし、飼ふ
に小魚を以てす。と。又〔顧珍海槎錄に云ふ〕、大なる者得難く、小
なる者時時之れ有り。但し老いたる者甲厚くして色明らかに、小なる
者甲薄くして色暗きなり。世に言ふ鞭血斑を成すは謬りなり。取る時
必ず其の身を倒に懸け、滾醋を用ひこれを滾てば、則ち甲逐に片て手
に應じ落下す。と。〔南方異物志に云ふ〕、大なる者蓮條の如し。背
上に鱗有り、大なること扇の如し。取り下して乃ち其の文を見、養柔
して器を作る。治むるに鮫魚の皮を以てし、瑋くに枯木の葉を以てす

れば即ち光輝けり。陸佃云ふ、玳瑁再びは交はらず。卵を望んで影抱す、之れを護卵と謂ふ。と。

○〔附録〕撒八兒〔時珍曰ふ〕按ずるに〔劉郁が西域記に云ふ〕西海の中に
出づる乃ち瑇瑁の遺精にして、蛟魚の吞食吐出すること年深く結成する者なり。其の價金の如し。偽作する者は乃ち犀牛の糞なり。

と。切に謂へらく、此の物貴重なること此くの如し。必ず功用有るも、亦知らず果して是れ玳瑁の遺精なるや否や、亦詢證する所なし。姑らく此に附して、以て博識を俟つ。

○甲〔氣味〕甘し、寒にして毒無し。〔宗奭曰く〕葉に入るるに生なる者を用ふ。性味全し。

既經湯火即不堪用與生熱犀義同

○主治 解嶺南百藥毒。藏器破癥結消癰毒止

驚癰。日華心風解煩熱行氣血利大小腸

功與肉同。蘇頌磨汁服蠱毒解生佩之辟蠱毒

狂言。時珍解痘毒鎮心神急驚客忤傷寒熱結

發明。時珍曰玳瑁解毒清熱之功同於犀角古方不用至

宋時至寶丹始用之也又見鼈甲

○附方 新三解蠱毒生玳瑁磨汁濃水服一盞取消

氏產乳預解痘毒遇行時服此未發內消已發人稀少用

生瑤瑁生犀角各磨汁一合和勻溫服半合日三服最良

靈苑方痘瘡黑陷乃心熱血凝也。用生玳瑁生犀角同磨

汁一合入猪心血少許紫草湯五匙和勻溫服。聞人規瘡

疹論迎風目淚乃心腎虛熱也。用生瑤瑁羚羊角各一

兩石燕子一隻為末每服一錢薄荷湯下日一服。鴻飛集

○肉氣味甘平無毒。主治諸風毒逐邪熱去胸

膈風熱行氣血鎮心神利大小腸通婦人經

脈。良士血主治解諸藥毒刺血飲之開

○釋名 綠毛龜

釋名 綠衣使者

綱目

既在湯火を経れば即ち用に堪へず。生熟犀と義同じ。

○〔主治〕嶺南百薬の毒を解す。〔藏器〕癥結を破り、癰毒を消し、驚

癰を止む。〔日華〕心風を療し、煩熱を解し、血行を行り、大小腸を

利す。功、肉と同じ。〔士良〕磨汁にして服すれば蠱毒を解し、生に

て之れを佩ぶれば蠱毒を辟く。〔蘇頌〕痘毒を解し、心神の急驚、客

忤、傷寒の熱結、狂言を鎮む〔時珍〕

〔發明〕〔時珍曰く〕玳瑁、毒を解し、熱を消すの功、犀角に同じ。

古方には用ひず。宋時に至り、至寶丹に始めて之れを用ひるなり。又

鼈甲に見ゆ。

〔附方〕〔舊一新三〕蠱毒を解し、生玳瑁、磨りて汁濃とし、水に一

盞を服すれば即ち消す。△〔楊氏產乳〕預、痘毒を解し、行時に遇ふ

に此れを服すれば、未だ發せざるものは内消し、已に發する人、稀少

なり。生瑤瑁、生犀角を用ひ、各々の磨汁し、一合和勻し、温服する

こと半合、日に三服最も良し。△〔靈苑方〕痘瘡黑陷乃ち心熱血凝る

なり。生玳瑁、生犀角を用ふ。同じく磨汁し一合、猪心血少しばかり、

紫草湯五匙を入れ、和勻し温服す。△〔聞人規痘疹論〕風を迎え目淚

す、乃ち心腎の虚熱なり。生瑤瑁、羚羊角各々一兩、石燕子一隻を末

と爲し、每服一錢薄荷湯下す、日に一服。△鴻飛集

○肉〔氣味〕甘し、平にして毒無し。〔主治〕諸風毒。邪熱を逐ひ、胸

膈の風熱を去り、氣血を行り、心神を鎮め、大、小腸を利し、婦人の

經脈を通す。〔士良〕

○血〔主治〕諸薬毒を解す。血を刺して之れを飲む。〔開寶〕

和漢三才圖會卷第四十六 介甲部

玳瑁

玳瑁生海洋深處似龜殼稍長背有甲十二片黑白斑文相錯而成其扇邊欽如鋸齒無足有四鬣前長後短皆有鱗文如甲性不再交望卵影抱謂之護卵但老者甲厚而色明小者甲薄而色暗其大者難得小者時時有之取時必倒懸其身用滾醋潑之則甲遂片應手落下蒸柔作器治以鯨魚皮瑩以枯木葉即光輝矣

甲解毒清熱之功同於犀角入藥用生者性呆冷也預解痘玳瑁犀角各生磨和勻溫服半合日三服則未發者內消已發者稀少

按玳瑁甲飾文匣香盒為櫛并簪子等黑紫色映日見之有白赤黃標文艷美可愛然脆易折損難繼補也近頃工人繼櫛齒折者聊不見其痕但灸溫接之耳

九

玳瑁產國之記

本朝舶來始時代謂不詳往古阿蘭陀松持渡屬品也其產國華夷通商考云亞細亞大洲內南天竺大海有之蘇門答刺云嶋國日本海上二千四百里大熱國此國冬浮泥國日本海上三千九百里大熱國咬囉吧國日本海上三千四百里八季國人戰日本何處也以上五國何大熱國也占城國日本海上千七百里母羅伽國以上五國何大熱國也

『和漢三才圖會』卷第四十六 介甲部

〔玳瑁〕代味〔玳瑁〕タイムイ △俗に亀甲を以て鼈甲と名づくる者甚だ誤なり。

玳瑁は海洋深き處に生む。亀に似て殼稍や長く、背に甲十二片有り。

黑白斑の文相錯りて成る。其の鬣辺缺けて鋸の齒の如く、足無く四鬣有り、前長く後短し。皆鱗に斑文有りて甲の如し。性再びは交はらず。卵を望んで影抱す、之れを護卵と謂ふ。但し老いたる者は甲厚くして色明らかなり。小なる者は甲薄くして色暗く、其の大なる者は得難く、小なる者は時時之れ有り。取る時必ず倒に其の身を懸けて、滾醋を用ひて之れを潑てば、則ち甲遂に片げて手に應じて落下し、煮柔して器を作る。治むるに鯨魚の皮を以てし、瑩くに枯木の葉を以てすれば、即ち光輝く。

○甲（甘寒）の毒を解し熱を清すの功、犀角に同じ。（薬に入るるに生なる者を用ふれば性味全し。既に湯火を経れば即ち用に堪へず。預め痘を解す。玳瑁・犀角（各々生にて磨汁一合）和勻温服すること半合、日に三服すれば則ち未だ發せざる者は内消し、已に發する者は稀少なり。按ずるに玳瑁の甲、文匣・香盒を飾り、櫛・簪・簪子等を為る。黒紫色にして日に映じて之れを見れば、白赤黄の標文有り。艶美愛すべし。然れども脆くして折損し易く、繼補し難し。近頃、工人櫛齒の折るる者を繼ぐに、聊かも其の痕を見ず。但だ灸温め之れを接ぐのみ。

（『三才圖會』の内玳瑁の説のみ此に出す。）

玳瑁産国の記

○本朝舶来の始めは、時代詳らかならずと謂ふ。往古阿蘭陀船持し渡る處の品なり。其の産国〔華夷通商考に云ふ〕亜細亞大洲の内、南天竺の大海に之れ有り〔蘇門塔刺と云ふ〕嶋国なりや。（日本より海上二千四百里の大熱国なり。此の国の冬は日本の五六月の如し。人物色黒く、常にはだかなりと云ふ）〔淳泥国〕（日本より海上三千九百里の大熱国、八季の国。人賤し、日本程の嵩なり）〔咬嚙吧国〕（日本より海上三千四百里、南天竺より遙か南の嵩国なり）〔占城〕（日本より海上一千七百里）〔母羅伽国〕（里程上に同じ）以上五ヶ国何れも大熱国なり。

長崎御奉行並に會所糸割賦の記

○文祿元年豊太閤の時、寺澤志摩守、長崎奉行に遣。慶長九年、長崎御奉行並に會所糸割賦の記
○寛永十年より奉行五人、志摩
○貞享二年奉行(川口源左衛門・宮城監物)の時、糸割符再興、長崎八
○同四年より奉行三人と成る。貳
○同十三年より奉行四人に成る。貳人在勤、貳人在府
○正徳二年奉行三人に成る。貳人在勤、壹人在府
○同四年奉行貳人に相成る。
○元文三年奉行
○寛永十年より奉行
○寛永十五年奉行
○正保四年奉行
○寛永十五年奉行
○寛永十年より奉行
○寛永十五年奉行
○正保四年奉行
○寛永十五年奉行

船来之記

支那和蘭陀其外諸列島日本者其古伊魯國天濠支
泉州嶽亦係英國博多移。肥前國平戸。薩摩。寛永十一年
今長崎十九 江漢馬接並西連 旅標三枚守日
阿蘭陀四季寒國也七國。日本九州大國三國主四人有世仲間

長崎御奉行並に會所糸割賦の記

○文祿元年豊太閤の時、寺澤志摩守、長崎奉行の始めなり。○慶長九年、奉行小笠原一庵の時、長崎本博多町にて五ヶ所商人、糸割符商賣始る。(此の頃日本も戦国にて蠶作事少し。依つて唐方へ絹糸持渡り仰せつけらる。其の糸諸国へ割符の商人採ると云ふ。)○寛永十年より奉行兩人に相成る。(曾我又左衛門・今村傳四郎)○寛永十五年奉行(神原飛彈守・馬場三郎左衛門)今年より詰切り在勤。○正保四年奉行(馬場三郎左衛門・山崎権八郎)の時、唐の大通事始る。○明暦元年奉行(黒川與兵衛・甲斐の庄喜右衛門)の時、糸割符商賣止む。○貞享二年奉行(川口源左衛門・宮城監物)の時、糸割符再興、長崎八百屋町市法會所を割符會所と稱す。○同四年より奉行三人と成る。貳人在勤、壹人在符。(兩人上に同じ。山岡十兵衛)○元禄十一年奉行(諏訪下総守・近藤備中守・丹羽遠江守)の時、糸割符會所已来、長崎會所と稱す。○同十三年より奉行四人に成る。貳人在勤、貳人在府(丹羽遠江守・大嶋伊勢守)○正徳二年奉行三人に成る。貳人在勤、壹人在府。(久松備後守・大岡備前守)○同四年奉行貳人に相成る。壹人在勤、壹人在府。(駒木根肥後守・久松備後守)○元文三年奉行(窪田肥前守・萩原伯耆守)の時、長崎町年寄、宿老、唐、阿蘭陀大、小通詞會所役人へ御扶持下さる。

舶来の記

○支那・和蘭陀、其の外諸州の船、日本に着すること。其の右は伊勢國大湊。夫れより泉州堺、亦筑前國博多に移す。肥前國平戸、渡海し、寛永十八年（辛巳）の年、今の長崎となる。（江漢駿著『西遊旅譚』

三の拾貳丁目

○阿蘭陀は四季寒國なり。七ヶ国にて日本の九州の大なる國と云ふ。国主四人有りて、此の仲間に商船を諸方の国々へ遣はす。国主をコンパ

商船諸方國、遣國主、三、三、三、諸方商船遣本國遣、
 咬囉吧國代官、在、日本諸方國、遣、商船下知、此代官、
 三、三、三、諸方諸方、勘定、咬囉吧、十五年、
 文、詞、唇、舌、言、核、文字、世、四、字、
 運、氣、學、修、行、醫、道、流、有、之、船、每、歲、長、崎、入、津、
 定、歸、帆、此、時、去、年、末、朝、カ、
 來、相、カ、長、崎、運、留、來、春、江、戶、長、崎、屋、着、將、軍、家、
 拜、禮、勤、每、年、五、如、此、長、崎、住、所、別、地、
 八、九、月、商、賣、時、商、人、出、入、免、許、也、船、長、廿、五、間、亦、稀、三、十、間、
 小、二、十、間、半、深、六、七、間、横、三、五、間、各、長、八、九、尺、
 慶、長、十、三、年、奉、行、長、谷、川、左、兵、衛、時、阿、蘭、陀、人、肥、前、平、戸、
 大、奉、奉、行、
 馬、場、三、郎、左、衛、門、
 松、平、大、右、衛、門、
 九、艘、
 出、五、艘、
 也、多、三、艘、
 明、和、年、中、蘭、船、
 持、法、
 夕、五、年、日、本、府、
 十一

ンヤと号す。諸方に商船遣はすに、本国は遠方の故、咬囉吧国に代官を置きて、日本諸国の方へ遣はし、商船の下知を為さしむ。此の代官をゼネラルと云ふ。此の者諸方の勘定を聞き置きて、十五年に一度宛本國コンパンヤに惣勘定を致す。詞は唇と舌とにて言ふなり。横文字廿四字あり、一字を二字に分つ時は、四十八字となる。此の外に文字なし。萬細工巧にて工夫厚く、世界の大海に船を乗り廻すこと上手なり。天門・地理・并せて運氣の學を修行す。醫道も一流之れ有り。船每歲長崎へ入津す。咬囉吧を五月中節以後出船して、七月初節長崎に入津す。八九月の間、荷物商賣有り。九月廿日定めて歸帆す。此の時去年來朝のカピタン、當歲來朝のカピタンに代りて歸國す。當年來朝のカピタン長崎に逗留して、來春江戸石町長崎屋へ着し、將軍家へ拜禮を勤む。毎年互ひに此くの如し。長崎の住所の別地を築き一館を構へ、常は出入を禁ず。八九月商賣の時は商人出入免許するなり。船の長さ廿五六間、亦稀に三十間の船來ることあり。小なるものは二十間ばかり、深さ六七間、横六七間、石火矢廿四五挺、各々長さ八九尺

(「通商考」に之れ有り)

○慶長十三年奉行長谷川左兵衛の時、阿蘭陀人、肥前平戸より參府始る。
 ○寛永十五年奉行(神原飛彈守・馬場三郎左衛門)の時、南蛮船渡海停止。
 ○寛永十八年奉行(馬場三郎左衛門・柘植平左衛門)の時、今年まで平戸へ入津、阿蘭陀船以來長崎へ入津に極る。此の時九艘來る。
 ○寛文元年奉行(妻木彦右衛門・黒川與兵衛)の時拜禮、阿蘭陀人正月十五日出立に極る。○同五年奉行(鳴田久太郎・稻生七郎右衛門)

の時に蘭船十二艘來る、前後に之れ無き船數なり。多く三四艘より八九艘なること多し。○正徳五年奉行（久松備後守・大岡備前守）の時に來、蘭船貳艘に極る。○明和年中蘭船持渡る諸品の内、玳瑁甲、一萬三千斤舶來せり。亦一萬壹貳千斤、平年七八千斤より少きこと之れ無し。○安永歳中末の頃より玳瑁甲蘭船より持渡り之れ無し、其の故を知らず。○寛政二年奉行（永井筑前守・水野若狭守）阿蘭陀カピタン五ヶ年目参府に相成る。

玳瑁甲御定直段

上甲五斤、付代銀貳百貳拾目。下甲五斤、付代銀百貳拾目。此酒二通、之御定直段、以御交易見積、お成り也。

同甲爪來着手續記

玳瑁舶來は拾斤口・拾五斤口・五拾斤口・亦百斤口・貳百斤口等なり。近來一ヶ年持渡り、惣高三四千斤位宛、亦甲爪へ夫々唐方より字つけ來る。所謂球字・貢字・上字・真字・頂字の類、其の外種々の銘あれども之れを略す。商人此の印を用ひずして改名す。亦甲拾三枚一定分を壹提と云ふは、持ち渡る時、木綿赤紐を以て拾三枚を一連に致し來る故、一提と云ふか。且つ、肥前國長崎へ會所建て置かる、御奉行毎年參勤交代す。唐、阿蘭より舶來の諸品、御交易に相成る上、糸割賦五ヶ所商人の出入札を致す（五ヶ所とは京・江戸・大坂・堺・長崎等の商人採りを云ふ。長崎表は時々の入札に付き、他國より往來し、其の日間も之れ無き故、多分江戸商人採りなどは、長崎住居の人持切りの由、京・大坂・堺等は、長崎へ商人代つて出張、詰切り居り候由、商人家名は玳瑁箱に書き來るところなり。但し此の採札、譲り渡しもこれあるべきやに付き記さず）。但し荷物の壹番割・貳番割・三番割と次第に諸品入札なり。玳瑁は會所圍に相成り、五六番割に出る。玳瑁壹斤に付き代銀何百何拾目と入札致す。落札の商人引き請け、長崎宿老立ち合ひ、荷主夫々仕分け荷作り致す（五ヶ所宿老と云ふは、京宿老・江戸宿老・大坂宿老・堺宿老・長崎宿老等を謂ふなり）。松板

十三

系割賦五ヶ所商人出入札致す。所謂五ヶ所とは京・江戸・大坂・堺・長崎等の商人採りを云ふ。長崎表は時々の入札に付き、他國より往來し、其の日間も之れ無き故、多分江戸商人採りなどは、長崎住居の人持切りの由、京・大坂・堺等は、長崎へ商人代つて出張、詰切り居り候由、商人家名は玳瑁箱に書き來るところなり。但し此の採札、譲り渡しもこれあるべきやに付き記さず）。但し荷物の壹番割・貳番割・三番割と次第に諸品入札なり。玳瑁は會所圍に相成り、五六番割に出る。玳瑁壹斤に付き代銀何百何拾目と入札致す。落札の商人引き請け、長崎宿老立ち合ひ、荷主夫々仕分け荷作り致す（五ヶ所宿老と云ふは、京宿老・江戸宿老・大坂宿老・堺宿老・長崎宿老等を謂ふなり）。松板

有、也。

玳瑁甲御定直段

上甲は壹斤に付き代銀貳百貳拾目。下甲は壹斤に付き代銀百貳拾五目、此くの如く二通りの御定直段を以て御交易見積るに相成り候由なり。

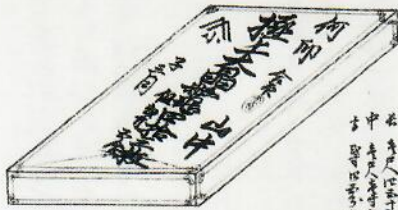
同甲爪來着手續記

玳瑁舶來は拾斤口・拾五斤口・五拾斤口・亦百斤口・貳百斤口等なり。近來一ヶ年持渡り、惣高三四千斤位宛、亦甲爪へ夫々唐方より字つけ來る。所謂球字・貢字・上字・真字・頂字の類、其の外種々の銘あれども之れを略す。商人此の印を用ひずして改名す。亦甲拾三枚一定分を壹提と云ふは、持ち渡る時、木綿赤紐を以て拾三枚を一連に致し來る故、一提と云ふか。且つ、肥前國長崎へ會所建て置かる、御奉行毎年參勤交代す。唐、阿蘭より舶來の諸品、御交易に相成る上、糸割賦五ヶ所商人の出入札を致す（五ヶ所とは京・江戸・大坂・堺・長崎等の商人採りを云ふ。長崎表は時々の入札に付き、他國より往來し、其の日間も之れ無き故、多分江戸商人採りなどは、長崎住居の人持切りの由、京・大坂・堺等は、長崎へ商人代つて出張、詰切り居り候由、商人家名は玳瑁箱に書き來るところなり。但し此の採札、譲り渡しもこれあるべきやに付き記さず）。但し荷物の壹番割・貳番割・三番割と次第に諸品入札なり。玳瑁は會所圍に相成り、五六番割に出る。玳瑁壹斤に付き代銀何百何拾目と入札致す。落札の商人引き請け、長崎宿老立ち合ひ、荷主夫々仕分け荷作り致す（五ヶ所宿老と云ふは、京宿老・江戸宿老・大坂宿老・堺宿老・長崎宿老等を謂ふなり）。松板

箱詰・釘打・紙目張、角に封印致す。夫より攝津大坂唐物問屋へ差し
向け登らしむ（大阪五軒問屋と云ふは、唐の糸反物を取り扱ひ、玳瑁
も多分此の間屋にて扱ふ。此の外、同所の貳百三拾七軒問屋有り、菓
種・砂糖・荒物を取り扱ひ候へば、皆五軒問屋の採りなり。追々糸物
・荒物と別れたる由なり。各諸品取り扱ひ、口銭は荷主より一分、買
主より口銭貳分、都合三分、口銭を請け取り商賣せしむるなり）。仲
買打ち寄せ入札致す。落札の仲買引き取り、江戸表へ差し下す。先年
江戸引き請けは誰にても相對し取り引きのところ、文化六巳の年、當
地に於て十組始り、諸商賣問屋を定む。以後は十組の内、小間物、諸
色問屋并せて同組丸合小間物問屋（廿九軒なり。此の内、當時鼈甲一
色の渡世、拾壹軒の衆有り）等の持ち採りに定まる。此の外菓種問屋
にも引き請けの古例之れ有る由なり。

玳瑁甲箱之圖

極上上品玳瑁甲拾三枚入と箱に銘す。
 右銘は何連も同様に認む。印は品々に銘す。
 商人家名・支月・斤量等同じからず。松の六分
 板を以て箱を作り釘打ち、紙目張り、封印有り。
 此の箱并せて薬種物の箱など、長崎に一軒の
 採りにて拵ふ。甲爪箱代銀五匁宛と云ふ。亦桐
 拵の拵用ひることあれども、全く長崎箱は松に
 限る由なり。先年並びに甲類は五斤七斤入れて
 入らぬ板。尤も甲は、拾三枚入り壹箱詰の物多し。



十四

玳瑁甲箱の圖

極上上品玳瑁甲拾三枚入と箱に銘す。
 右銘は何連も同様に認む。印は品々に銘す。
 商人家名・支月・斤量等同じからず。松の六分
 板を以て箱を作り釘打ち、紙目張り、封印有り。
 此の箱并せて薬種物の箱など、長崎に一軒の
 採りにて拵ふ。甲爪箱代銀五匁宛と云ふ。亦桐
 拵の拵用ひることあれども、全く長崎箱は松に
 限る由なり。先年並びに甲類は五斤七斤入れて
 取り扱ふ。尤も甲は、拾三枚入り壹箱詰の物多し。

甲荷作りの記

甲も拾三枚多し。是れ龜甲一疋分の定數故也。荷作可成し
不掃。種々性合取交す。拾三枚多し。五斤有數入ハ
勿論可交。亦一疋分全極。若し荷有。何れも荷主の氣に成るべし。

手板之記

次同

長崎より大坂五軒問屋へ差送る荷物送状、手板云々。又江戸
并諸國より商人長崎へ罷越。長崎商人より直買の荷物へは必ず
遠國送り手板添未。若し手板無之荷物。不可扱。遠國送り手板
左寫

十五

手板

已三番船御調御拂の品、長崎商人松崎屋與之助より買ひ請け
一極上頂字鼈甲 五斤
一右同銘 五斤
一極上球字同 貳斤五合
一右同銘 貳斤五合
同割福田源四郎殿御願ひ請けの品 壹斤五合

甲荷作りの記

甲壹箱拾三枚入れ多し。是れは龜甲一疋分の定數故此くの如し。荷作
り致すべきなれども不揃にて、種々の性合ひ取り交へて、拾三枚入り
壹箱の荷作り多し。五斤七斤の數入りは、勿論交はすべし。亦一疋分
全揃ひて、壹箱の物有り。何れも荷主の氣に成るべし。

手板の記 次に因す

長崎より大坂五軒問屋へ差送る荷物送り状を手板と云ふ。又江戸并せ
て諸國より、商人長崎へ罷り越す。長崎商人より直買の荷物へは必ず
遠國送り手板添へ来る。若し手板之れ無き荷物は扱ふべからず。遠國
送り手板左に寫す。

手板

已三番船御調御拂の品、長崎商人松崎屋與之助より買ひ請け
一極上頂字鼈甲 五斤
一右同銘 五斤
一極上球字同 貳斤五合
一右同銘 貳斤五合
同割福田源四郎殿御願ひ請けの品 壹斤五合

入合 壹箱

右荷物此の度御改を請ひ、其の許へ賣渡し申候ところ、実正なり。参着次第、其の御地御役人への仰せ出だされ御改め請はされ候上、荷物御請け取り成さるべく候、右御改め相済み候はば、其の旨此の手板に御裏書仰せ請はされ、此の手板此の方へ御差し返し成さるべく候。御當地掛りの御役人へ相納め申し候。勿論荷物海上の儀は御法と為すべき者なり。仍つて送り状件の如し。

文政五年午七月

長崎酒屋町

江崎安太郎

印

江戸両国吉川町

上総屋床助殿

手板此くの如し。仙花に似たる

立紙へ相認む之れ有り。尤も

荷数・商賣人の名前

などは皆遣はずべし。是れは

本店主人長崎へ参る

節、買ひ請け、荷物へ添へ、

手板にて其の儘写し置くところなり。

名宛外、白紙有
之、裏、尤、通
裏書、宿老、具、
有、也

勿論、御物、俵、可、為、許、法、也、仍、後、改、辨、
文政三年七月
長崎宿老印
江崎安太郎
上総屋房助、
印

表書、通水、存、
中七月廿二日、長崎、
手板突合印、
宿老、
印

瑠璃龜說

玳瑁龜、形勢、如、圖、面、脊、甲、拾、三、枚、。甲、黑、斑、淡、黃、色、有、文、采、
襟、尻、先、豎、脊、凸、服、甲、二十九、枚、淡、黃、色、各、地、胸、腹、先、
至、豎、凹、藥、研、內、如、俗、瓜、甲、云、實、緣、甲、二十五、爪、甲、
脊、面、添、方、黑、。服、添、方、各、地、淡、黃、。脊、折、返、。肉、
肉、色、其、折、目、黑、黃、等、分、。物、但、爪、裏、如、甲、文、采、有、。又、有、
之、背、上、下、腮、黑、黃、先、。腹、有、鳥、背、如、。前、足、永、後、足、
短、。四、足、等、先、方、薄、水、抓、也、。脊、添、方、黑、。服、添、方、黑、
色、帶、指、爪、一、足、二、本、先、生、有、。尾、短、肉、尾、也、
○大小、謂、同、脊、甲、服、甲、緣、甲、等、定、數、也、。大、一、尺、二、寸、
三、尺、亦、三、尺、四、五、寸、位、物、有、扱、。脊、服、緣、等、甲、皆、如、尾、

十六

表書の通り之を御届候、以上

午七月廿二日 長崎 宿老印

手板突合印 印

名當外に白紙之れ有り、

其の裏へ左の通り

裏書致し、宿老印

之れ有るなり、

裏書

瑠璃龜の説

玳瑁龜、形勢、圖面の如し。脊甲拾三枚あり。甲に黒斑淡黄色の文采
有り。襟より尻先まで、豎に脊の凸く、服に甲二十九枚あり。淡黄色
無地なり。胸より尻先に至り豎凹く、藥研の内の如し。俗に爪甲と云
ふものは實は縁甲なり。二十五あり。爪甲脊面に添へ方は黒し（是れ
を俗に爪裏と云ふ。）服に添へ方は無地淡黄なり。脊より服へ折り返
り、内へ肉を包む。其の折目より黒黄等分の物なり。但し爪裏にも甲
の如き文采有るものも又之れ有り。○背上下の腮に黒黄の差斑有り、
鳥の背の如し。○前足永く、後足短く、四足等先の方薄く水抓あり。
脊に添へ方黒く、服に添へ方黄色を帯び、指爪一足に二本宛生ずる有
り。○尾短く肉の尾なり。
○大小同じからずと謂ふ。脊甲・服甲・縁甲等は定數なり。大きき一
尺位より二尺・三尺・亦三尺四五寸位の物を扱ふことあり。脊・服・

一枚宛に分、脊甲表。如抓疵。亦青苔・泥苔・赤苔等。目。如雲水實奇也。
 ○タイマイ文字 玳瑁 瑤瑁 晴帽 魔 玳瑁 蟻帽

玳瑁龜繪圖

天保十一年孟春玳瑁問屋、幸手屋與兵衛殿御蔵の品なり。
 其、瑤瑁筈龜全軀の物を見、以て正圖を寫す。

玳瑁龜繪圖

天保十一年孟春玳瑁問屋、幸手屋與兵衛殿御蔵の品なり。
 眞の瑤瑁筈龜全軀の物を見る、以て正圖を寫す。

縁等の甲、皆瓦を葺たる如し。一枚宛に分つ、脊甲の表に抓疵の如きなる物何れも之れ有り、是れを砂摺と云ふ。亦青苔・泥苔・赤苔等の穢あり。亦甲爪肉付きに自然に杓目あり、雲水の如く實に奇なり。
 ○タイマイ文字 玳瑁 瑤瑁 晴帽 魔 ウタイマイ 玳瑁 蟻帽

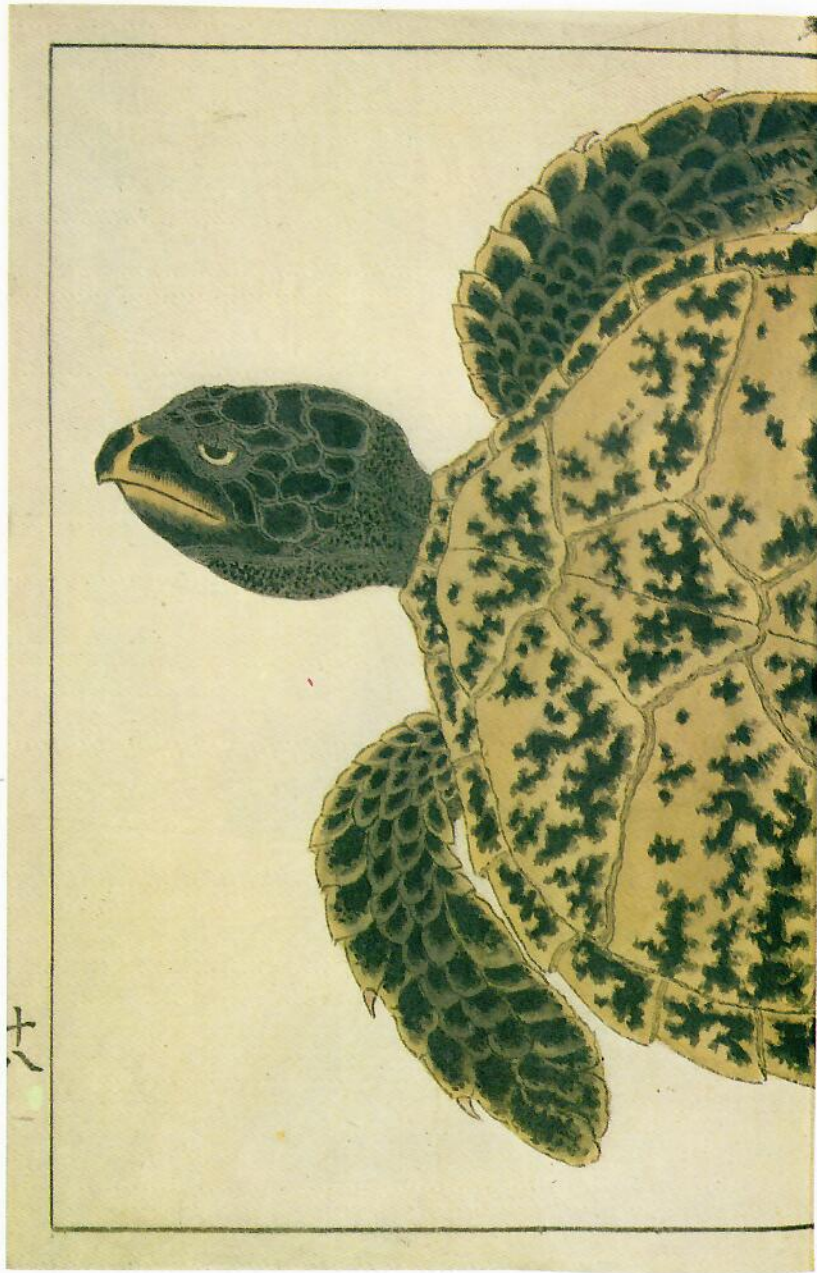
脊服二圖 次に附す

玳瑁龜之圖



十七

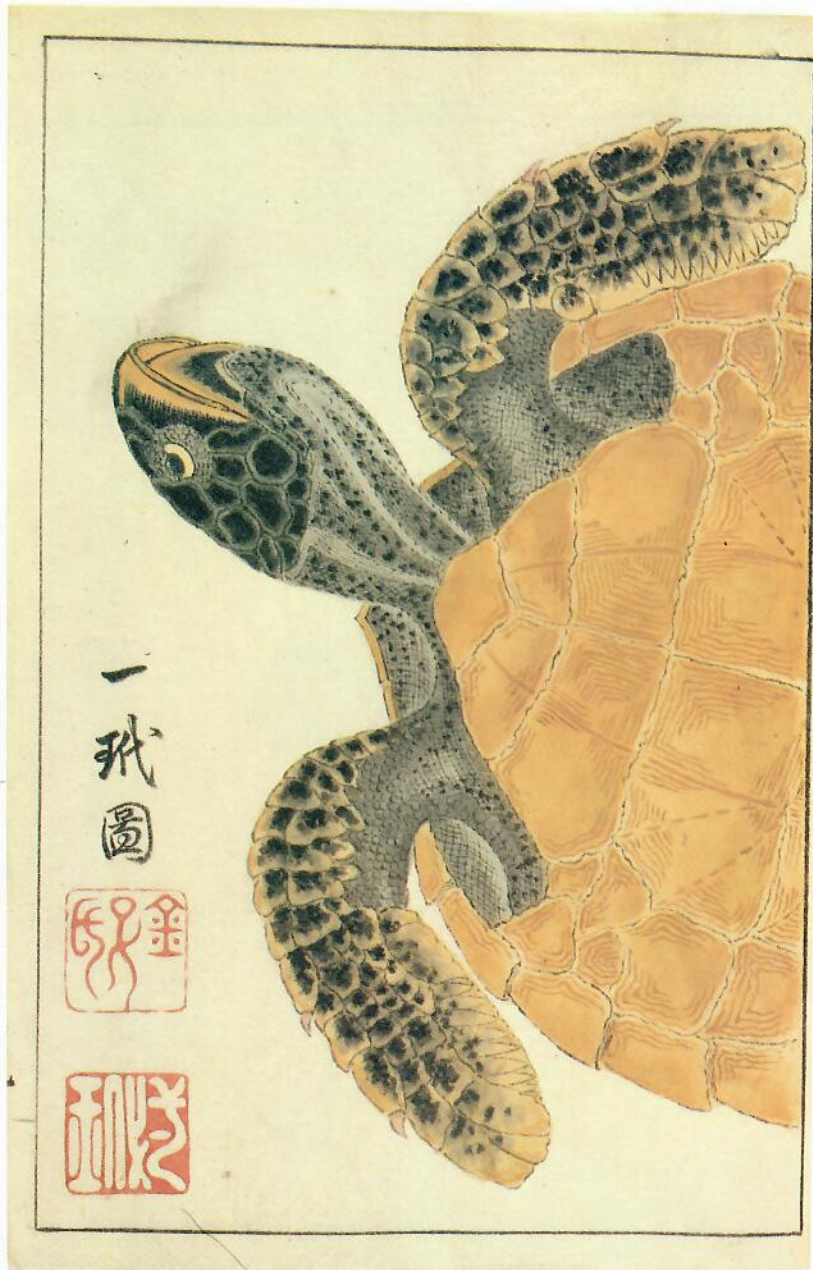
玳瑁龜の圖



同腹之圖



同腹の圖

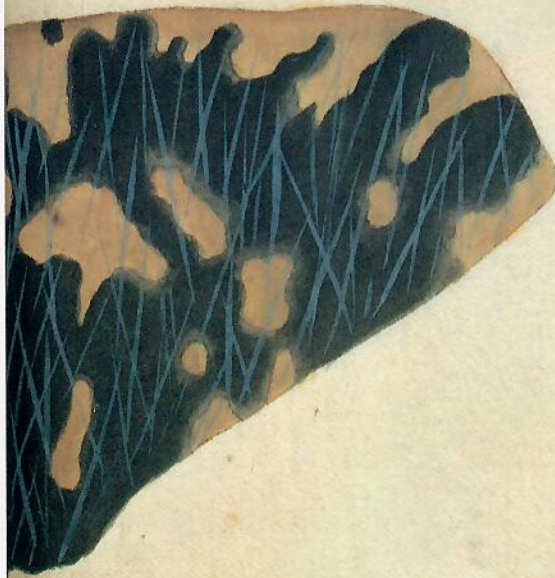


一玳圖

玳瑁脊甲大板生寫之圖

脊甲本字 臄センカカン

襟甲也俗ニ
トムビ甲ト異名ヲ云
一疋分拾三枚内此
襟甲ハ他甲より肉ノ
薄ク色合聊劣ナリ



六枚

十九

玳瑁脊甲大板生寫の圖 六枚
脊甲本字臄カメノカフ

襟甲なり。俗に
トムビ甲(とんび)と異名を云ふ
一疋分拾三枚の内、此の
襟甲は他甲より肉の
薄く色合聊ちやうか劣るなり。

黒斑

脊面ニ篠ヲ突ク如
ノウハ瑕アリ是ヲ砂
摺ト云

○甲賣名
神屋 敗將
敗亀版 漏天機



此穴各有

黒斑

脊面に篠を突きたる如きの
ウハ瑕あり、是れを砂
摺と云ふ。

○甲賣名
神屋 敗亀版
敗將 漏天機

此の穴各々有り



肩ノ甲也左右ニ相對ス俗ニ
 鮒^{フナ}甲ト異名ヲ云一疋分ノ
 内ニテ此甲肉合トモ甲ヨリ
 シモノ方厚シ色合
 鳶^{トビ}甲ト同シ

二十

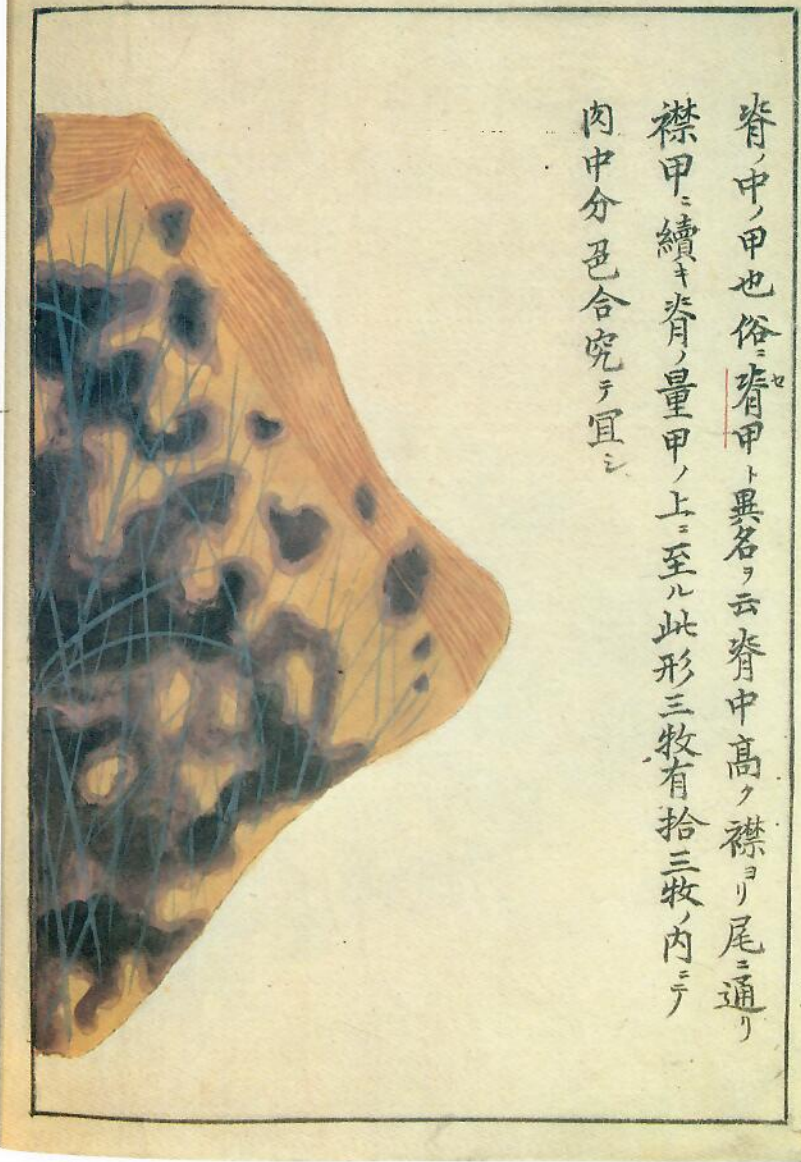
肩の甲なり、左右に相對す、俗に
 鮒^{フナ}甲と異名を云ふ、一疋分の
 内にて此の甲肉合、トムヒ甲より
 しもの方厚し、色合
 鳶^{トビ}甲と同じ。



黒
斑

黒
斑

脊の中甲也俗脊甲ト異名ヲ云脊中高ク襟ヨリ尾ニ通り
 襟甲ニ續キ脊ノ量甲ノ上ニ至ル此形三枚有拾三枚ノ内ニテ
 肉中分色合究テ宜シ



脊の中の甲なり。俗に脊甲と異名
 を云ふ。脊中高く、襟より尾に通
 り、襟甲に續き、脊の量甲の上に
 至る。此の形三枚有り、拾三枚の
 内にて肉中分、色合究めて宜し。



赤斑



大甲也拾三枚内

此形左右ニ枚ツ、相對シ惣テ四枚也

俗量甲ト異名云目方多キ故

鮑甲ニ續キイテウ甲上ニ至テ

襟尾等ノ真中ナリ

肉合中分平均

ニ延ヤカナリ

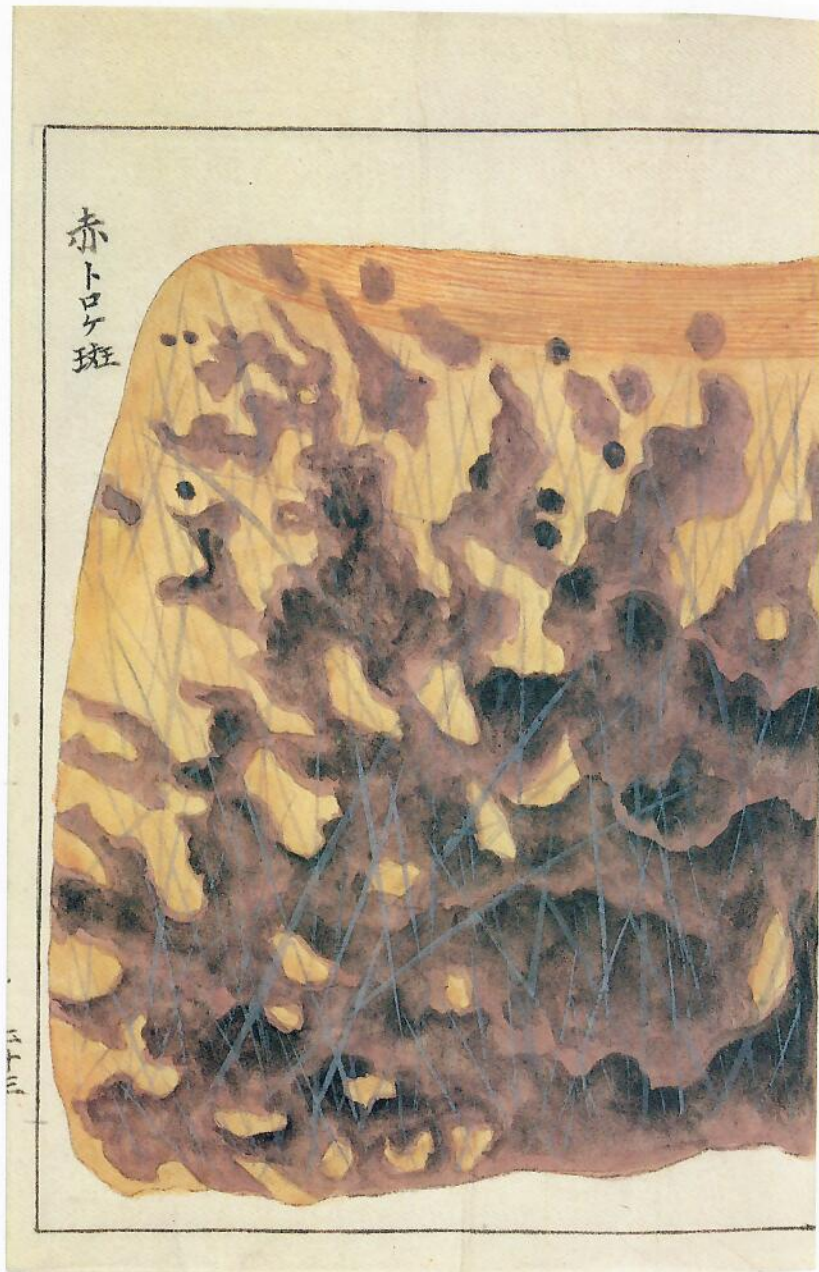
色合究

写價

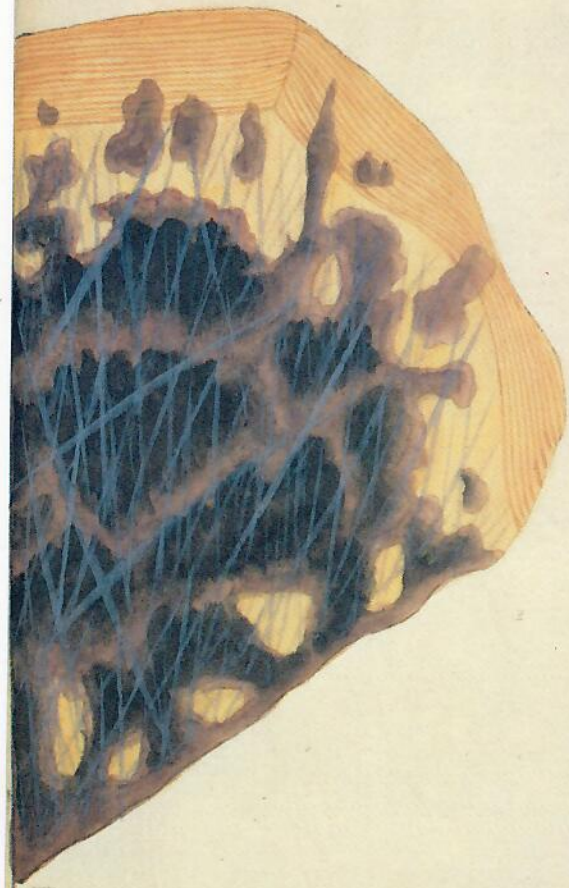
貴シ

大甲なり拾三枚の内

此の形、左右に二枚づつ相對し、惣て四枚なり、俗に量甲と異名を云ふ。目方多き故か。鮑甲に續きイテウ甲ノ上に至りて襟と尾等の真中なり。肉合中分平均にて延びやかなり。色合究めて宜しく價貴し。

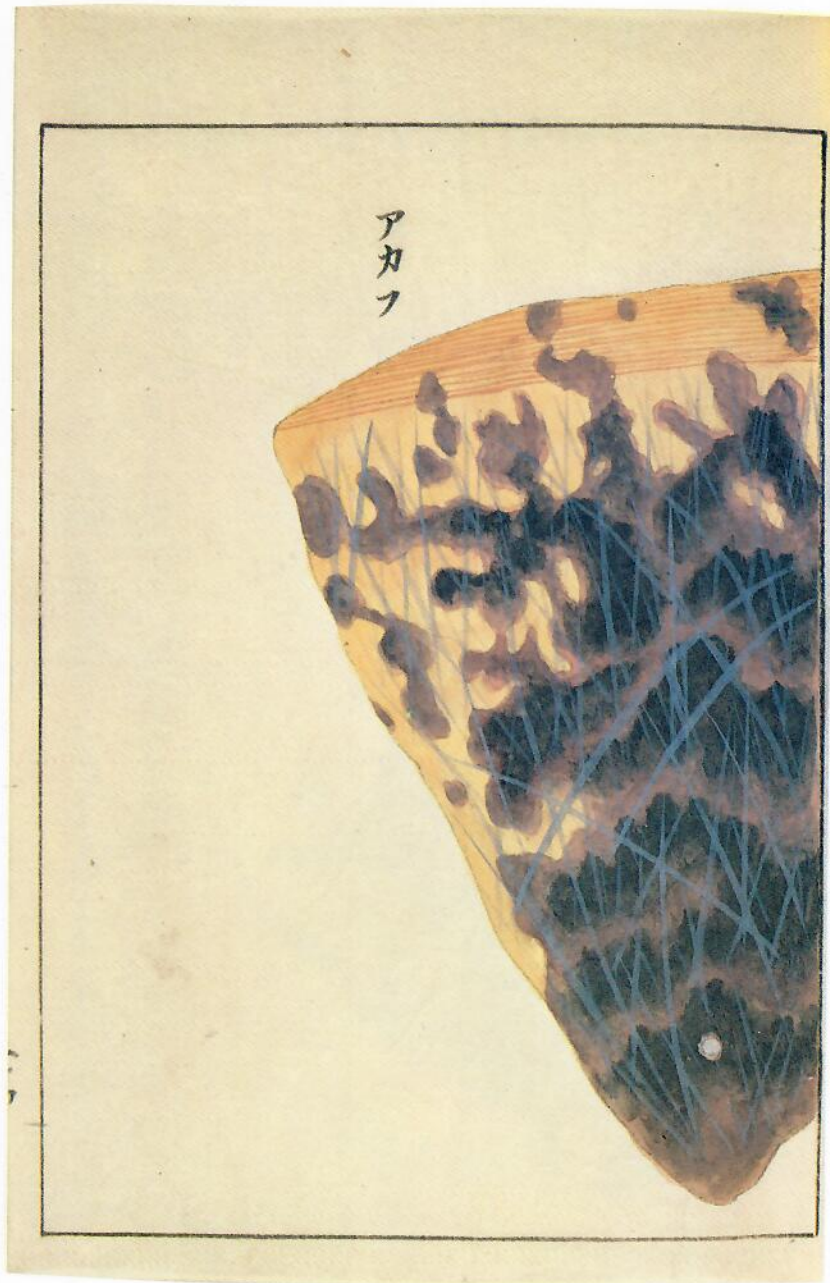


赤ト口ケ斑

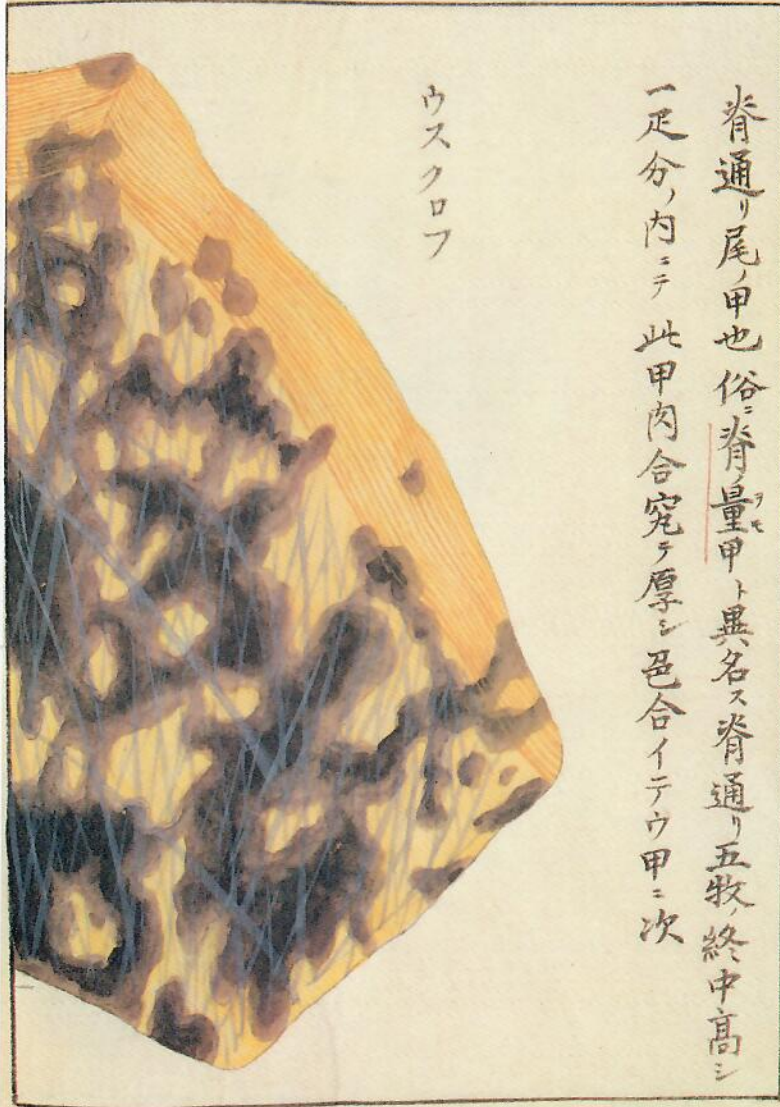


尾ノ脇ノ甲也左右ニ相對ス俗ニ銀杏^{イデウ}甲ト異名ス亦ヤキメシ
 甲^ニ云一疋分ノ内此甲肉合量甲ヨリ厚ク色合量甲ニ次

尾の脇の甲なり。左右に相對す。
 俗に銀杏^{イデウ}甲と異名す、亦ヤキメシ
 甲とも云ふ。一疋分の内、此の甲
 の肉合、量甲より厚く、色合量甲
 に次ぐ。



アカフ



ウスクロフ

二十四

脊通り尾の甲なり。俗に脊の量甲と異名す。脊通り五枚の終り、中高し。一疋分の内にて此の甲肉合、究めて厚し、色合イテウ甲に次ぐ。

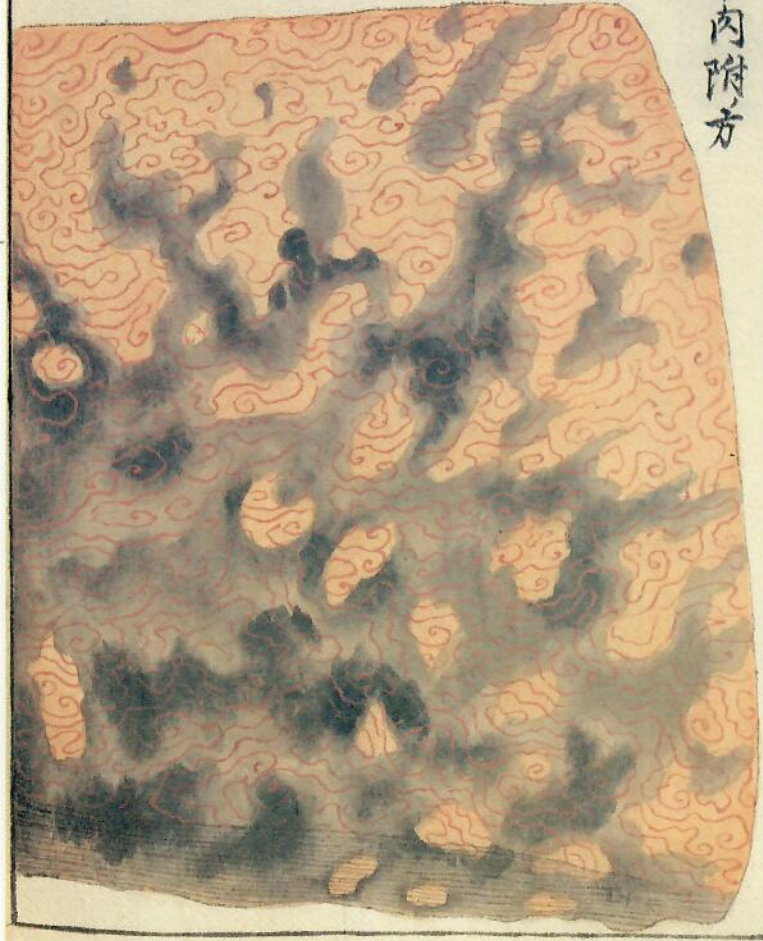
ウスクロフ



右六圖終

右六圖終

玳瑁甲肉附方
查目
生寫



二十五

玳瑁甲肉附方
查目
生寫

甲ニハスベテ
 湯盃自有之
 自然ト生レ
 タル形勢ニテ
 如雲如水奇
 實難き処也



甲にはすべて圖の如く
 盃之れ有り
 自然と生じ
 たる形勢にて
 雲の如く水の如く奇なり
 實に圖し難き処なり

玳瑁甲肉合目方記

甲薄物、厚四厘一分位。一疋分拾三枚。掛目七八合、一斤五合位俱
一斤、百六十目。唐目用也。中肉二分、一合位。一疋分掛目一斤五合、
二斤二合位。厚肉二分、三分位。一疋分掛目、二斤三四合、三斤三合
位。亦三分余物謂有之稀也。尤甲、廣狹、厚薄有之。故、限り
難、平均物有、又一枚内、片肉物有、必ず等

同斑立之記

赤斑、物有、是、赤、淡、黒色、帯びたる物也。赤、薄、斑、云、物有、
淡、赤、色、斑、水、馬、腦、石、赤、斑、似、大、蕩、斑、有、極、淡、赤、

炒、見、く、白、身、物、不、分、明、物、有、
斑、表、裏、裏、裏、貫、を、アツツリ、切、云、是、淡、手、各、按、甲、
云、在、此、物、拵、無、利、○斑、表、裏、裏、白、ハ、ニ、拵、合、也、注、手、有、
物、拵、等、等、是、斑、少、物、拵、有、利、伐、抜、甲、云、黒、白、斑、半、肉、抱、
合、物、有、之、是、裏、斑、云、甚、利、○赤、ゴ、マ、フ、云、物、有、一、面、一、
点、打、た、る、如、く、墨、斑、一、ツ、宛、に、分、つ、て、黒、豆、を、蒔、き、散、ら、した、る、如、し、
○中、切、と、云、ふ、斑、立、は、甲、一、面、に、黒、白、流、れ、て、ま、だ、ら、に、白、身、有、る、を、云、ふ、
○亦、ハ、チ、切、と、云、ふ、斑、立、は、甲、下、の、方、黒、斑、勝、ち、上、の、方、
縁、り、通、り、薄、き、処、へ、白、身、を、持、ち、た、る、を、云、ふ。按、外、利、無、し。○亦、ド、カ、切、と、
云、按、外、利、有、り。○亦、ハ、チ、切、と、云、ふ、斑、立、は、甲、下、の、方、黒、斑、勝、ち、上、の、方、
縁、り、通、り、薄、き、処、へ、白、身、を、持、ち、た、る、を、云、ふ。

玳瑁甲肉合目方の記

甲薄き物、厚き四五厘より一分位。一疋分拾三枚。掛目七八合より一
斤五合位。但し一斤は百六十目、唐目を用ひるなり。○中肉は一分よ
り二分位。一疋分掛目一斤五合より二斤一二合位。○厚肉は二分よ
り三分位。一疋分掛目、二斤三四合より三斤二三合位、○亦三分余りの
物、之れ有るを謂ふ稀なり。尤も甲に廣狹・厚薄之れ有り。故に限り
ては記し難し。厚き平均なる物有り、又一枚の内に、片肉の物有るも
必ず等しからず。

同斑立の記

真黒斑の物有り。○黒斑紫を帯びたるも有り。○黒に淡赤色を帯びた
るも有り。○亦赤斑と云ふ物有り。是れは赤に淡黒色を帯びたる物な
り。○赤蕩斑と云ふ物有り。淡赤色の斑にて水馬腦石の赤斑に似たり
○大蕩斑有り、極めて淡赤くして燈にて之れを見るに、白身と紛敷く
不分明の物有り。

○斑表より裏へ真直に貫けたるをアツツリ切と云ふ。是れは継手之れ無
く、挽ぬき甲と云ふ。無地物拵るには利無し。○斑表より裏へ黒白は
すに抱き合ひたるを、継手有る物にて、拵等黒斑少なき物に拵へて
利有り。伐抜甲と云ふ。○黒白の斑、半肉に抱き合ひたる物之れ有り。
是れを裏斑と云ふ、甚だ利有り。○亦ゴマフと云ふ物あり。一面に一
点を打ちたる如く、墨斑一ツ宛に分つて、黒豆を蒔き散らしたる如し。
○中切と云ふ斑立は、甲一面に黒白流れてまだらに白身有るを云ふ。
按外益有り。○亦ハチ切と云ふ斑立は、甲下の方黒斑勝ち、上の方
縁り通り薄き処へ白身を持ちたるを云ふ。按外利無し。○亦ドカ切と
いふ斑立は、甲下の方黒斑勝ち、上の方脇へ懸け一つ処へ、大きく白
身を持ちたるを云ふ。

甲定價之記

先年一枚毎、目方を懸け、兩目に直し、其の甲の位を見定め、或は拾五替、二拾替、又百替、貳百替と次第を付け、兩目へ各替を掛ければ、代銀何百何拾目と算顯るる處を以て價を定む。甲に符帳札紙を張つて、其の代銀を記す。文化年未頃より、右何十替と値打ち定むること、自然と相止む。以後更に用ひず（但し一兩目の四目なり。四十兩目を以て一斤と成るなり）。其の後値段を定むるは、各眼を以て甲の位により、價を定む。是れを面ブミと云ふ。尤も文政年の中頃までは、甲多く舶來せり。後は少く、爪多し。故に甲を用ひること自然疎し。

甲位之記

但し玳瑁甲生地之位替を以て定む

- 上品甲と云ふは白身多し、黒斑少し。其の替貳百五拾替より三百也。此外以上、替甲を稀に扱ふ事有る。
- 上甲と云ふは黒白替分位なり。其の替百五拾替より四百也。
- 中甲と云ふは白身三分、黒斑六七分。其の替七八拾替より百四拾替也。
- 並甲と云ふは白身或三分、黒斑七八分。其の替貳百五拾替より百七拾替也。
- 黒甲と云ふは白身各一、一面、黒斑甲を云ふ。其の替拾五替或拾替也。

右位文化定年迄おぼえ、已後追々直段引立價貴し。天保十年

甲定價の記

先年一枚毎、目方を懸け、兩目に直し、其の甲の位を見定め、或は拾五替、二拾替、又百替、貳百替と次第を付け、兩目へ各替を掛ければ、代銀何百何拾目と算顯るる處を以て價を定む。甲に符帳札紙を張つて、其の代銀を記す。文化年未頃より、右何十替と値打ち定むること、自然と相止む。以後更に用ひず（但し一兩目の四目なり。四十兩目を以て一斤と成るなり）。其の後値段を定むるは、各眼を以て甲の位により、價を定む。是れを面ブミと云ふ。尤も文政年の中頃までは、甲多く舶來せり。後は少く、爪多し。故に甲を用ひること自然疎し。

甲位の記 但し玳瑁甲生地之位は、替を以て之れを定む。

- 上品甲と云ふは白身多く、黒斑少し。其の替、貳百五拾替より三百替、四百替なり、此の外以上の替の甲も稀に扱ふ事之れ有り。
- 上甲と云ふは、黒白等分位を云ふ。其の替百五拾替より貳百四拾替なり。
- 中甲と云ふは、白身三四分、黒斑六七分、其の替七八拾替より百四五拾替なり。
- 並甲と云ふは白身三四分、黒斑七八分、其の替貳百三十替より百七拾替なり。
- 黒甲と云ふは白身之れ無く、一面黒斑の甲を云ふ。其の替拾五替或拾替なり。

右の位は文化六七年の頃の相庭なり。已後追々直段引き立て、價貴し。天保十年のころより十一二年のころ甚だ高直にて、右相遅々倍増、亦三倍増に至る物有り。

いさし三季比甚高直も右も極増亦三増倍とあり

甲 伐落の記

落位甲同、替位定、掛目、白身替換代落記

玳瑁甲の白身、夫、不伐抜取、跡斑板落と云ふ。今上、不伐抜取、跡斑板、白身、少宛残り、今云、有落位、文化五六年、替換代落也。次に、是落七八替位也。突伐刀始、海、細葉伐抜、跡斑板、多、落、網目、是、網落、不伐、減多、價大、低、下、而、也。白身分寸、伐別、屑、細屑、云、落、極、上、也。

有落白身伐殘り少宛有る云、價通例、落、拾別也。文化五六年、比

拾替位天保十二年比生地拂落、其大、之、面、も、高、板

赤斑落、極上、價貴、謂、然、亦、稀、常、得

是落、各般、相高、上、文化五六年、七八替也。至、保、十二、季、比、落、不

替位、比、之、上、也、

網落、是、白身、抜取、跡、落、也。文化年、比、三、四、替位

斑屑、伐粉、黒身、網落、次、先年、如、也、替、唯、凡、直、替、也

右落、以、是、甲、櫛、弁、簪、等、作、蒔、繪、書、指、用、又、鬘、張、に、作、り、用、ひ、る。○斑屑、朝、鮮、馬、爪、等、の、代、呂、物、の、胸、斑、に、用、ひ、る、も、また、京、都、大、坂、に、登、せ、る、事、有、り。是、れ、は、は、ら、婦、粉、甲、杓、の、櫛、弁、の、斑、に、用、ひ、る、由、な、り。

甲伐落の記（落の位、甲と同じく替を以て定む。掛目を両目に直し、替を掛けて代銀を知る）。

玳瑁甲の白身を夫々品に伐り抜き取りたる跡の黒斑板を落と云ふ。其の上品と云ふは黒身の処に斑抜孔少く、白身も少し宛残り有り。今云ふ斑有落位にて文化五六年のころは拾替位なり。其の次の黒落七八替位なり。突伐刀始めて後は、細蠻に伐り、斑抜孔多く、其の落、網目の如し。是れを網落と云ふ。品に作るに減多く、價大いに低し。下品なり。黒身分寸に伐り別つ屑を斑屑と云ふ。落の極めて下品なり。

○斑有落 白身伐残り少し宛有るを云ふ。價通例の落より格別なり。文化五六年の頃拾替位、天保十一年ころ、生地拂底の節、大いに高直には面ぶみにて取り扱ふ。

○赤斑落 極上品には價貴し。然るに謂ふ、赤斑は稀なれば、常に得難しと。

○黒落 無瑕の物上と為す。文化五六年までは七八替なり。天保十二年のころ三拾五替位までは高直なり。

○網落 悉く白身を抜き取りたる跡の落なり。文化年のころは、三四替位。

○斑屑 伐粉黒身にて、網落に次いで、先年は替無きが如し、唯凡その直打ちなり。

右落を以て、黒甲櫛弁簪等を作る。蒔繪を書き指し用ひる、又鬘張にも作り用ひる。○斑屑は朝鮮・馬爪等の代呂物の胸斑に用ひるもまた京都・大坂に登せること有り。是れははら婦粉、甲杓の櫛弁の斑に用ひる由なり。

箠龜の記

玳瑁トビ、小龜コカメ、箠龜トビと云イハレ、日本ニッポン、小龜コカメ、箠龜トビ大オホ七ナナ寸センチ、本ホン或アル天テン位イ、
 箠龜トビ甲カウ爪ツメ異イ名ナインタラ甲カウ爪ツメと云イハレ、
 爪ツメ云イハレ、此コノ邊ヘリ上ウヘ捕ト獲ル、先マ島シマと云イハレ、
 此コノ甲カウ唐タウ方ホウ方ホウ船フネ來キ、
 玳瑁トビ同ドウ性セイ物モノ也ナリ、
 ○右ミダ甲カウ爪ツメ曇トミ黄ワウ色シキなり、俗ソコにドミルと云イハレ、熱ネツ鉄テツ箸シヤウを以モて、挟クサみ打ウつ時トキ、
 合ガ能ネく潔ケツて明アカりかナなり、○素ソ性セイ上ウヘ中ナカ下シタ有アりて一ヒトならず、○斑マ立タテ
 砂サ摺ズれ無ナし、○聊チヤウかつや有アりて奇キ麗レイ
 なり、

同甲之骨 次に附す

箠龜の記

玳瑁の小龜を箠龜と云ふ（日本の龜をゼニ龜と云ふ如し）。箠龜大さ七八寸より壹貳尺位まで、箠龜甲爪異名インタラ甲爪と云ふ（インタラと云ふは唐音歟、蘭音歟、未だ詳らかならず）。亦一名先嶋甲爪と云ふ、（是れは其の産國を云ふことにて琉球國西の方、属嶋八重山と云ふ嶋有り、暖地にて此の邊にて捕る故に、琉球の先嶋と云ふことなり）此の甲爪、唐方よりも舶來せり。尤も玳瑁同性の物なり。

○右甲爪曇て黄色なり。俗にドミルと云ふ熱き鉄箸を以て、挟み打つ時は、色合能く潔て明らかなり。○素性上中下有りて一ならず。○斑立指斑なり。○穢れ無し。砂摺れ瑕も之れ無し。○聊かつや有りて奇麗なり。

同甲の圖 次に附す

玳瑁笹龜甲生寫之勞

此量甲之如^キ黒斑
少^キ物。上透^ト下云

斑立^ハ如^キ勞面
皆刺^シ斑也



玳瑁笹龜甲生寫の圖

此の量甲の如き黒斑
少き物、上透と云ふ。

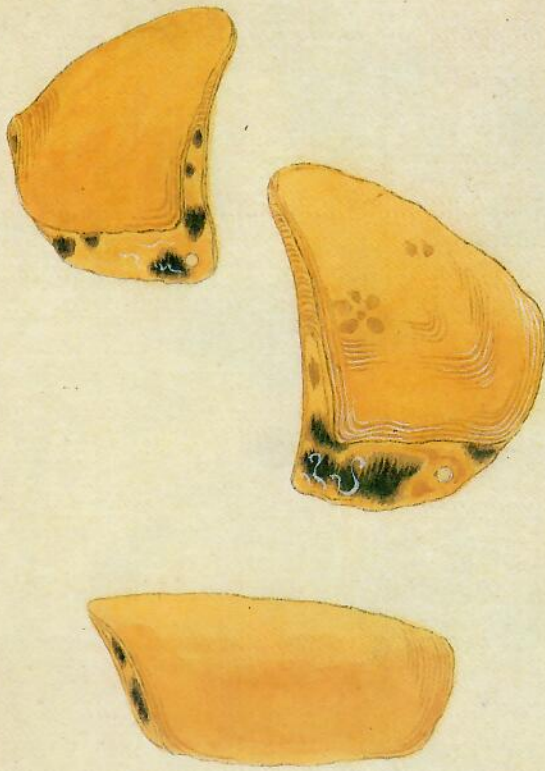
斑立、圖の如き面
皆刺斑なり。



黒斑

薄黒斑

同瓜之畵



同瓜の圖

玳瑁爪來着之記

三十二

唐方より船來甲同。大坂。當地始來着。天明二歲頃。江戸十軒店。唐木屋七兵衛殿方へ始めて大爪着す。夫より追々算簪等作。甚後甲爪両品船來修。夫交り細工用。是追為地。爪用。勿論不知。上方筋も同様。先年甲箱詰。音を仮りて爪甲と云ふ。謂然。然事也。

同御定直段

大爪一斤、代銀三百三拾目。中爪一斤、代銀百八拾目。小爪一斤、代銀九拾六目五分。如此三通。御定直段以。御交易。御買上を相成由。

同荷作之記

爪一箱三斤二三合入より三斤五合入位まで。先年五斤七斤入も之れ有り。荷作りは伐爪・櫛爪、折交るの箱多し。亦伐爪ばかりの物有り、箱表書は爪大中、小に抱はらず、皆大爪と銘す。

同箱之圖

次記

玳瑁爪來着の記

唐方より船來は甲と同じ。大坂より當地へ、始めて來着は、天明二歳の頃。江戸十軒店、唐木屋七兵衛殿方へ始めて大爪着す。夫より追々細工に用ひることを知りて、櫛・算・簪等に作る。其の後は甲爪両品船來に依りて、打交へて細工に用ひる。是れ尙當地にて爪用ひることは勿論知らず。上方筋も同様と相見え、先年甲箱詰にて來る節、箱の内、葉の替(代)りに詰め込み致し來る由、聞傳ふ之れに依るか。一説に詰甲と云ふ。音を仮りて爪甲と云ふとかや。然りと謂ふも字儀には當らず。実は縁甲にて然るべきことなり。

同御定直段

大爪一斤、代銀三百三拾目。中爪一斤、代銀百八拾目。小爪一斤、代銀九拾六目五分。此くの如き三通りにて御定直段を以て、御交易、御買ひ上げに相成る由なり。

同荷作の記

爪一箱三斤二三合入より三斤五合入位まで。先年五斤七斤入も之れ有り。荷作りは伐爪・櫛爪、折交るの箱多し。亦伐爪ばかりの物有り、櫛爪ばかりの箱も有り。箱表書は、爪大中、小に抱はらず、皆大爪と銘す。

同箱の圖

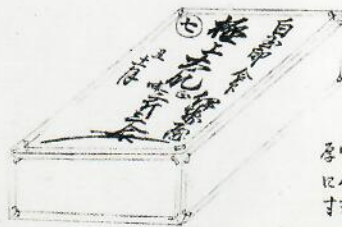
次に記す

玳瑁爪之圖

次書ス

三二四

印は品に銘す。商人家名支月
 介量不常。箱は松坂以作
 甲箱と同く。桐拵亦箱也
 長崎拵は無き由なり
 大坂より併便り、又十日限などにて來り
 着く皆駄荷なり。掛目壹貫目
 に付き下り貨銀拾五目位



長壹尺貳寸
 巾八寸位

三三五

印は品に銘す。商人家名支月
 斤量等しからず。箱は松坂を以て作る
 甲箱と同じくして、桐拵等の箱は、全く
 長崎拵には之れ無きの由なり。
 大坂より併便り、又十日限などにて來り
 着く皆駄荷なり。掛目壹貫目
 に付き下り貨銀拾五目位

長壹尺貳寸
 巾八寸位
 厚四寸

玳瑁爪之圖

次に圖す